

大学図書館における著作権

平成20年度大学図書館職員短期研修

10月8日(京都大学) 慶應義塾大学三田メディアセンター 課長
松本和子

11月11日(東京大学) 早稲田大学図書館情報管理課
服部光泰

本日の内容

1. 著作物, 著作権とは
2. 図書館のサービスと著作権
3. 著作権に対する取り組み
4. 大学図書館としての取り組み
5. 大学図書館著作権検討委員会の活動
6. 今後の課題

1. 著作物、著作権とは

- 著作権 = 著作物について著作者が持っている権利
- 著作物 = 思想、感情を創作的に表現したもの
(言語の著作物、音楽、舞踏、美術作品、建築物、地図、映画、写真、プログラム、二次的著作物、編集著作物、データベース)

著作権とは

- 著作権 = 人格権 (譲渡、制限は不可) + 財産権 (譲渡、制限ができる)
- 著作権法の目的 (著作権法第1条)
この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、
これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、→ (権利の制限)
著作者等の権利の保護を図り、→ (権利の保護)
もって文化の発展に寄与することを目的とする。 → (目的)

1. 著作物、著作権とは

図書館職員 = 著作物やコンテンツの利用に際して
著作者(権利者)と利用者の接点にいる

- 利用者の便宜をはかり、大学における教育・研究を促進するためにも、著作権に積極的に関わりを持っていく
⇒ 著作権に配慮するあまり、サービスを制限するのではなく、著作権法で認められた範囲内で解決の道を探る。
- いっぽうで大学からの情報発信に関しては権利者の立場にも立っている(電子図書館)
⇒ 大学の知的資産の活用と公正利用についてバランス感覚を持つ。

2. 図書館のサービスと著作権

原則：著作者は著作物の利用に関するすべての権利を保護されるので、利用する際は許諾が必要
→ただし、図書館においては公益的観点により、以下の権利は著作権が制限されているため、許諾は不要

- 複製権の制限 (法第31条)
- 文献複写サービスや図書館資料の保存のための複製。
- 貸与権の制限 (法第38条)
本やCDの貸出
- 演奏権・上映権の制限 (法第38条)
図書館でのレコードコンサート、ビデオ上映会の開催。

以下については、図書館における権利制限はない

- 公衆送信権(FAXやインターネットによる文献の電送)
- 頒布権 (ビデオ、DVDなど映像資料の館外貸し出し)

2. 図書館のサービスと著作権

- 複製権について
(権利の保護) =
「著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。」(法第21条)

(図書館での権利制限) = 法第31条 (図書館等における複製)

「...図書館その他の施設で政令で定めるもの...においては、次に掲げる場合は、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料 (以下この条において「図書館資料」という。) を用いて著作物を複製することができる。

- 一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分 (発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部) の複製物を一人につき一部提供する場合
- 二 図書館資料の保存のため必要がある場合
- 三 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料の複製物を提供する場合」

2. 図書館のサービスと著作権

図書館その他の施設で政令で定めるもの
(いわゆる「31条図書館」)

- 国立国会図書館
- 図書館法2条1項の図書館
→公共図書館
- 大学、高等専門学校 of 図書館
- 大学に類する教育機関の図書館
→水産大学校図書館など
- 法令で設置された美術館などの図書室
→国立民俗学博物館図書室など
- 法令で設置された研究所などの図書室
→国立極地研究所図書室など
- 国、地方公共団体、法人が設置する施設で文化庁長官が指定するもの → 現在28施設のみ (学校図書館、病院図書館は含まれない)

2. 図書館のサービスと著作権

法第31条 (図書館における複製) における争点

- 「においては」 に関して
- 「営利を目的としない事業」 に関して
- 「図書館資料」 に関して
- 「利用者の求めに応じ」 に関して
- 「その調査研究の用に供する」 に関して
- 「著作物の一部分」 に関して
- 「発行後相当期間」 に関して
- 「保存のために必要がある場合」 に関して

2. 図書館のサービスと著作権

◆公衆送信権について

(権利の保護) = 「著作権者は、その著作物について、公衆送信 (自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。) を行う権利を専有する。」 (法第23条)

(定義) = 法第2条7の2, 9の4, 5

「公衆送信 公衆によつて直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信 (有線電気通信設備で、その一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内 (その構内が二以上の者の占有に属している場合には、同一の者の占有に属する区域内) にあるものによる送信 (プログラムの著作物の送信を除く。) を除く。) を行うことをいう。」

「自動公衆送信 公衆送信のうち、公衆からの求めに応じ自動的に行うもの (放送又は有線放送に該当するものを除く。) をいう。」

・送信可能化 = ネットワークに接続されているサーバーへのアップロード

2. 図書館のサービスと著作権

◆貸与権について

(権利の保護) = 「著作権は、その著作物 (映画の著作物を除く。) をその複製物 (...) の貸与により公衆に提供する権利を専有する。」 (法第26条の3)

(権利の制限) = 法第38条4項

「公表された著作物 (映画の著作物を除く。) は、営利を目的とせず、かつ、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物 (...) の貸与により公衆に提供することができる。」

貸与における「営利」「料金」の解釈について (政府答弁 (平成16年5月25日))

「営利」の解釈

「業としてその貸与行為自体から直接的に利益を得る場合又はその貸与行為が間接的に何らかの形で貸与を行う者の利益に具体的に寄与するものと認められる場合をいうものと解される」

「料金」に該当しない場合:

対価が施設の一般的な運営費や維持費に充てるための利用料であると認められる場合

3. 著作権に対する取り組み

□ 法改正に対する取り組み

文化審議会著作権分科会での審議

- ・ 情報小委員会図書館等における著作物等の利用に関するワーキンググループ
「図書館等における著作物等の利用に関する検討」(2002)
- ・ 過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会(2007～)

3. 著作権に対する取り組み

□ 図書館と権利者との協議体制

・図書館における著作物の利用に関する当事者協議会(2004)～

権利者側: 学術著作権協会・日本映像ソフト協会・日本書籍出版協会・日本著作出版管理システム・日本複写権センター
日本文芸家協会

図書館側: 国公立大学図書館協力委員会・全国学校図書館協議会
全国公共図書館協議会・専門図書館協議会・
日本図書館協会

「複製物の写り込みに関するガイドライン」(2006)

「図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関する
ガイドライン」(2006)

3. 著作権に対する取り組み

□ 図書館と権利者との協議体制

- (社) 日本複写権センターとの協議
いわゆるコイン式コピー問題 ⇒「実務要綱」(2003)
- 大学図書館における文献複製物の提供方法に関する権利者・大学図書館間協議 (ILL協議)
日本複写権センター・日本著作出版管理システム・
学術著作権協会からインターネット、FAX送信の無償許諾
を獲得 (2004)
⇒日本複写権センター平成17年以降継続せず

4. 大学図書館としての取り組み

著作権集中処理機構設立準備委員会発足(1987)

- ・国立大学図書館協議会「文献複写に係る著作権問題特別委員会」設置(1988)
日本複写権センター設立(1991)
// が「複写に関するガイドライン(案)」を提示(1993)
- ・国立大学図書館協議会「著作権特別委員会」及びワーキンググループ設置(1998)
国大図協が「大学図書館における文献複写に関する実務要項A案」提示(1999)
- ・国公立大学図書館協力委員会「著作権問題拡大ワーキンググループ」設置(2001)
協力委員会が「著作権問題についてのアクションプラン」を策定(2001)
- ・国公立大学図書館協力委員会「大学図書館著作権検討委員会」設置(2002)
協力委員会が「大学図書館における文献複写に関する実務要項」策定(2002)
- ・国立大学図書館協議会「著作権特別委員会」が発展的に解散し、「大学図書館著作権検討委員会」に活動の場を移す(2003)
協力委員会と権利者2団体の間で、「大学図書館間協力における資料複製に関する利用許諾契約」締結(2004)
- ・大学図書館著作権検討委員会・大学図書館向け著作権啓蒙ポスターの作成(2007)

5. 大学図書館著作権検討委員会の活動

- 国公立大学図書館協力委員会 (626館) の専門委員会の一つ。2002年10月～
- <構成>
 - 顧問 土屋千葉大学文学部教授
 - 主査 慶應義塾大学
 - 副主査 東京大学 (WG主査)
 - 委員 5名 (国立2名 公立1名 私立2名)
 - WG 14名 (国立7名 公立3名 私立4名)

5. 大学図書館著作権検討委員会の活動

これまでの活動成果

1. セルフ式コピーによる複写についての実務要項(2002)
2. ILLにおけるFAX等の利用についての許諾契約(2004)
3. 大学図書館における著作権問題Q&Aの作成、改訂(2002-)
4. 著作権啓蒙活動(2001-)
 - ・著作権講習会、シンポジウムの開催
 - ・著作権ポスターの作成、配布
5. 図書館における著作物の利用に関する当事者協議会への参加

5-1. セルフ式コピー機による複写

経緯

1. 「複写に関するガイドライン (案)」が日本複写権センターから提示される (1989)
法第31条に該当しない複写として、以下が挙げられていた
③コイン式複写機器による複写
⑤来館者以外の者に提供する複写
2. 「大学図書館における文献複写に関する実務要項A (案)」を提示 (1999)
日本複写権センターとの協議を継続的に行う
3. 「大学図書館における文献複写に関する実務要項」について合意 (2002)
2003 (平成15) 年4月23日付けで国公立大学図書館協力委員会から各大学図書館に実務要項と解説を送付し周知を図る

5-1. セルフ式コピー機による複写

「実務要項」の内容

- 大学図書館の範囲を規定
中央図書館、分館又は各学部等に設置されている図書施設(専任職員を配置し、著作権の適正な管理を行う図書室等)を全て含む。
- 著作権法尊重態度の周知
著作権尊重の重要性と複製できる範囲を、掲示や利用案内・ガイダンスで周知する。
- セルフ式コピー機の運用方法
コピー機の管理者を置き、適正な管理に努める。
利用者には複写申込書を提出させる。
- 定期刊行物の「発行後相当期間」の範囲
一般に入手できなくなる目安を、次号が既刊となった場合又は発行後3ヶ月を経た場合とした。
- 国立大学図書館協会ホームページで、実務要項を公開している
<http://www.soc.nii.ac.jp/anul/>

5-2. ILLにおけるFAX等送信

経緯

1. 著作権分科会情報小委員会ワーキンググループ(2001)
→ 図書館側からILLにおけるFAX等の利用に関する権利制限を要望
2. 図書館等における著作物等の利用に関する検討(2002.9)
→ 権利者との協議の結果、図書館間に限りFAX等の利用は可能との合意を得て、著作権分科会法制問題小委員会に報告
3. しかしながら、小委員会では法改正をするという結論に至らなかった(2003.1)
4. 大学図書館独自で学術出版系権利者2団体と交渉を開始(2003.7)
→ 医工学系権利団体(JCLS)と学協会系権利団体(学著協)
5. ILLにおいてFAX等を使用することに関する無償許諾契約締結(2004.3)
→ 図書館側は国公立大学図書館協力委員会(626館)として調印運用上遵守すべきことを「ガイドライン」に盛り込む
6. 2004(平成16)年3月12日付けで国公立大学図書館協力委員会から各大学図書館に、許諾契約書写しとガイドラインを送付し周知を図る

5-2. ILLにおけるFAX等送信

「ガイドライン」の内容

- ILLにおいてFAX送信、インターネット送信(電子メール添付を含む)を利用することについて、無償で許諾する。
- 送信できる著作物は、2著作権等管理事業者(JCLS、学術著作権協会)に権利委託されているものが対象となる。(現在ILLで伝送されている資料の大半が含まれる。)
- 利用者には、紙面に再生された複製物のみを渡し、中間複製物は必ず破棄する。
- 一定以上の利用があった資料については、図書館は購入努力義務を負う。
- 契約の前提として、大学図書館における複製は、本来大学の構成員個人の調査研究を目的として行われるべきものであるとの主張への共通理解。
- 国立大学図書協会でガイドラインを公開
<http://www.soc.nii.ac.jp/anul/>
- 「大学図書館協力ニュース」24(6)(2004.3)に解説記事が掲載されている。

5-3. 「大学図書館における著作権問題Q & A」

経緯

- 2002年2月に国公立大学図書館協力委員会著作権問題拡大WGが、著作権普及活動の一環として、第1版を作成
- 2008年 最新版6版を改訂、公開
- 国大図協ホームページで内容を公開
 - <http://wwwsoc.nii.ac.jp/anul/>
- WGメーリングリスト ("copy-wg@lib.u-tokyo.ac.jp") で質問等の受付をしている

5-3. 「大学図書館における著作権問題Q & A」

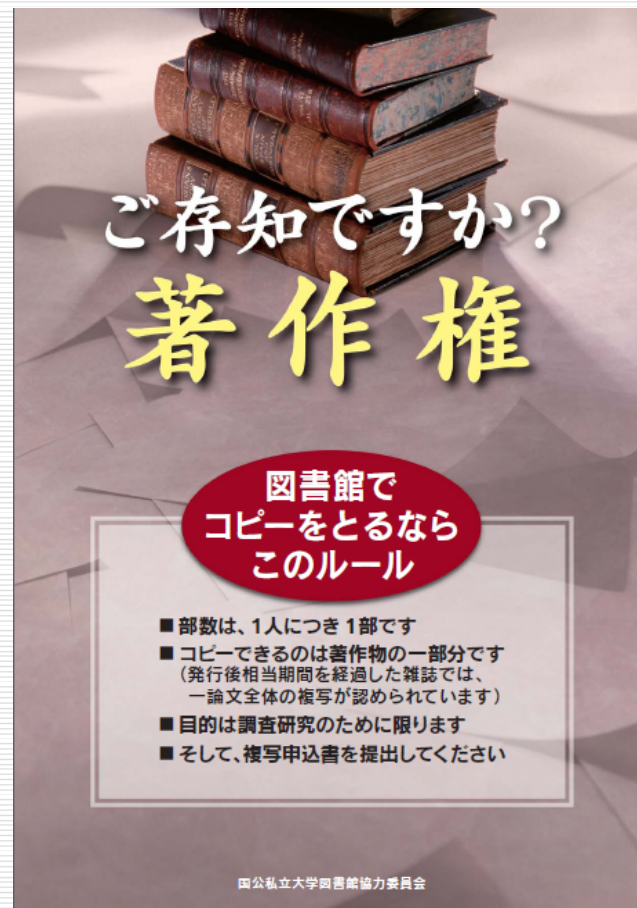
「Q & A」の内容

・ 大学図書館における利用者サービス等の業務の現場での著作権に関わる事例の集積

・ 構成

- ① セルフコピー、私的複製
- ② 公表された著作物の一部分
- ③ 発行後相当期間
- ④ ILL
- ⑤ 企業等からの複写依頼
- ⑥ FAX、DDS
- ⑦ オンライン情報、データベース
- ⑧ 映像資料、音楽資料、録音資料
- ⑨ 学位論文、卒業アルバム、灰色文献
- ⑩ 写本、古書、稀覯資料、手書き原稿
- ⑪ 寄託資料、リザーブブック
- ⑫ 資料保存のための複製
- ⑬ 広報、展示
- ⑭ その他の複写等の問題
- ⑮ 貸出、公貸権
- ⑯ 利用許諾、罰則

5-4.著作権ポスター



6. 今後の課題

- 記念論文集等入手困難な資料の論文全部の複製
⇒ 事前意思表示システムの検討
- SPレコード等再生手段の入手が困難な資料の媒体変換
⇒ 法改正を行う方向
- 機関リポジトリにおける著作権
⇒ 「Q&A」への記述の追加
- 学位論文のデジタル化等、過去の著作物のデジタル化にかかる著作権
⇒ 関係者、団体間での協議、法改正への検討

6. 今後の課題

「図書館における著作物の利用に関する当事者協議会」で協議中の課題

□ 権利者側の要望事項

- ① 著作権法施行令第1条の3に定める図書館等の施設における著作権法第31条1号に基づく無許諾複製以外に関する整理
- ② 図書館における貸し出しに対する補償金制度を設けること。
- ③ 法第31条の解釈・運用についてのガイドラインを作製すること。
(例:著作物の「一部分」の範囲など)
- ④ 図書館における複製が提供できる範囲を図書館内の利用者に限定すること。

□ 図書館側の要望事項

- ③ 「再生手段」の入手が困難である図書館資料を、媒体を変換して複製できるようにすること。
- ④ 図書館等に設置されたインターネット端末から図書館利用者が著作物を例外的に許諾を得ずプリントアウトできるようにすること。

参考リンク集

- 「著作権Q&A～著作権なるほど質問箱～」(文化庁)
(<http://bushclover.nime.ac.jp/c-edu>)
 - 「大学図書館における著作権問題Q&A(第4版)」
(http://wwwsoc.nii.ac.jp/janul/j/documents/coop/copyrightQA_v4.pdf)
 - 「大学図書館における文献複写に関する実務要項」
(<http://wwwsoc.nii.ac.jp/janul/j/documents/coop/yoko.pdf>)
 - 「大学図書館間協力における資料複製に関するガイドライン」
(http://wwwsoc.nii.ac.jp/janul/j/documents/coop/ill_fax_guideline_050305.pdf)
-

END

ご清聴ありがとうございました

Contact: kazuko@lib.keio.ac.jp (松本)
mituyasu@waseda.jp (服部)